



市民活動ナビゲーション Navigating Civic Action Systems

平成27年3月
静岡市



市民活動って何？

市民活動とは、私たち市民が、福祉や環境、子育て、文化、まちづくり、国際交流などさまざまな地域の問題の解決に、営利を目的としないで自分の意思で取り組む活動のことをいいます。その参加のかたちには「ボランティア活動」、「NPO」などがあります。

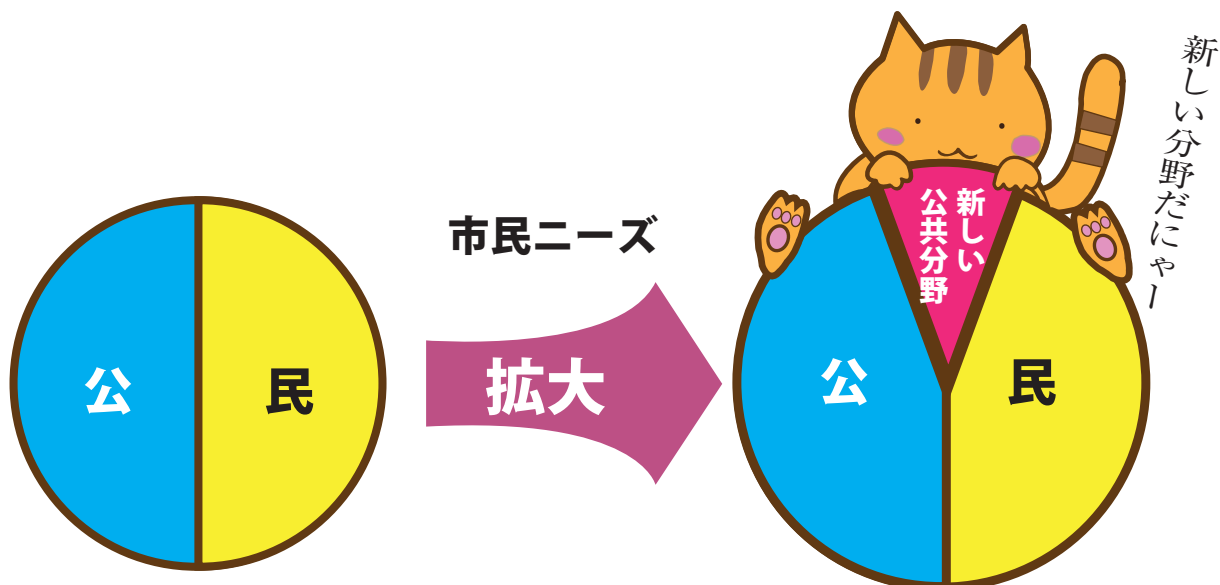
NPO = Nonprofit Organization

市民活動の位置づけ

少し前まで、社会の担い手は、大きく分けて市場（しじょう）ともいえる営利企業による活動と政府や自治体などによる非営利活動（公共分野）が主なものでした。

ところが、少子高齢化の進展を始めとする社会潮流の変化により、市民ニーズが拡大や多様化した結果、営利企業も政府・自治体も担うことのできない「新しい公共分野」が現れてきました。

この「新しい公共分野」における社会的課題の解決のため、積極的に活動しているのが、NPOなどの「市民活動団体」なのです。この市民活動団体の単独の活動を支援することはもちろん、市民活動団体と行政、市民活動団体と企業、市民活動団体同士の協働を進めていくことが、今後、発生してくる新たな社会的課題の解決のため大切な要素となっています。



ボランティアって何？

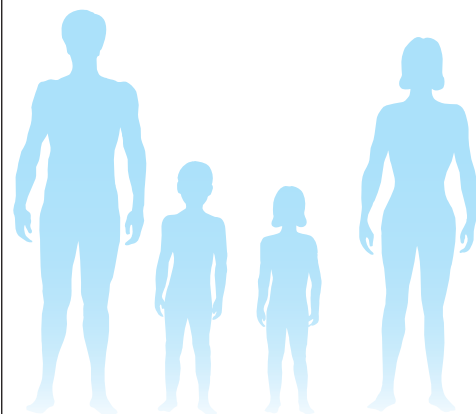
個人が、自発的に自由な意思で、さまざまな人や団体と関わり合いながら、地域や社会のため基本的に無報酬（金銭的な見返りを求めない）で行う活動を「ボランティア活動」といいます。



NPOって何？

NPOとは、Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略で、営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組み行政や企業とは異なった立場から公益のための活動を行う団体のことをいいます。

なお、NPOの内、特定非営利活動促進法によって認証を受け、登記した団体のことを「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。



NPOとボランティア、営利企業の違い

「ボランティアであること」と「非営利であること」はまったく違います。ボランティア活動は基本的にその見返りを受けないことであるのに対し、NPO活動は行政や企業では扱いにくい「新しい公共分野」のニーズに対して活動を自発的に行う組織のことをいいます。

また、営利が「利益を株主などに分配すること」を意味するのに対し、非営利とは「活動で生じた利益を関係者で分配せず、NPOが目的とする活動のために充当することをいいます。



NPO と行政の協働によってできること

行政には、全体の奉仕者としての公共性と公平性、継続性という大前提が求められています。公共的サービスを行政だけでやろうとすると、どうしても、「始めるタイミング」が遅れたり、「やれる範囲」が限られたりすることがあります。

しかし、「NPOと協働をする」という選択肢があれば、NPOの特長であるきめ細やかさや先駆性、柔軟性を活かした、社会のニーズに合った公共的サービスを迅速に行うことにもつながられます。

私たちが持つノウハウを活かせませんか？

行政だけではうまくできなさそうなので、一緒にやっていただけませんか？

協働事業！

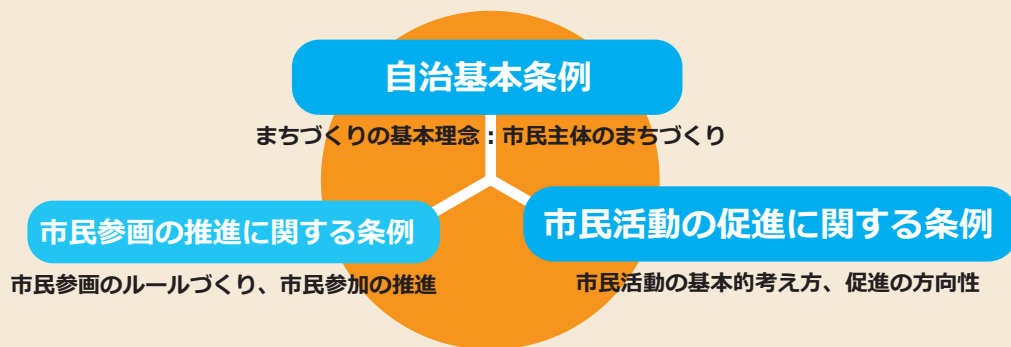


地域で課題を見つけましたが協力してできませんか？

この課題を解決する良いアイデアはありませんか？

「協働」は、市民と行政が、具体的な社会的課題を協力して解決することです。

市民が主役のまちづくりを推進する3条例



市民活動の促進に係る条例

1 「自治基本条例」

本市の法体系の最上位に位置付けられている条例です。

まちづくりの基本理念、市民と市の役割分担を定めることで、「市民自治によるまちづくり」を実現することを目指しています。

2 「市民参画の推進に関する条例」

市民が市政に参画するための基本的な事項を定めています。

市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念としています。

3 「市民活動の促進に関する条例」

市民活動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定めています。

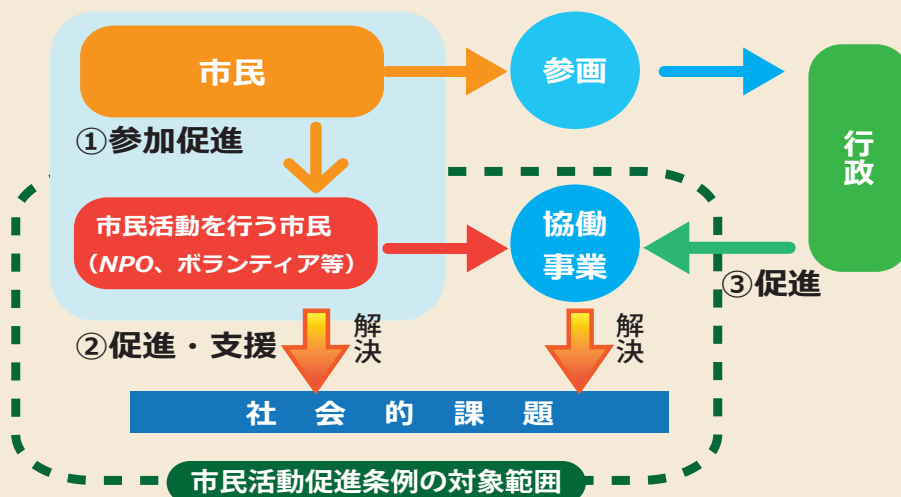
市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題を解決することのできる社会の実現を目指しています。

(市民活動の基本理念)

- (1) 行政や営利目的の活動では解決できない社会的課題に取り組む
- (2) 市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行う
- (3) 見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献する
- (4) 参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらす

(市民活動の促進に関する基本原則)

- (1) 市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。
- (2) 市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。
- (3) 市民相互及び市民と市間の理解を深めるものであること。
- (4) 市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。



第3次市民活動促進基本計画

「市民活動の促進に関する条例」第8条に基づき、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進に関する基本的な考え方と施策を定める計画です。

8年後
の目指す姿

より多くの市民が参加するまちづくり

市民活動促進施策

知らせる

施策の柱1 交流の場づくり

基本目標 ①市民活動センターの機能強化
②多彩な参加の場づくり

やってみる

施策の柱2 市民活動への参加の促進

基本目標 ①市民活動を広げるための取組
②市民活動の楽しさを知ってもらうための取組

深める

施策の柱3 市民活動の自立を支える環境づくり

基本目標 ①優れた市民活動団体が市民の信頼を得られる取組
②市民活動団体の運営を支援する取組

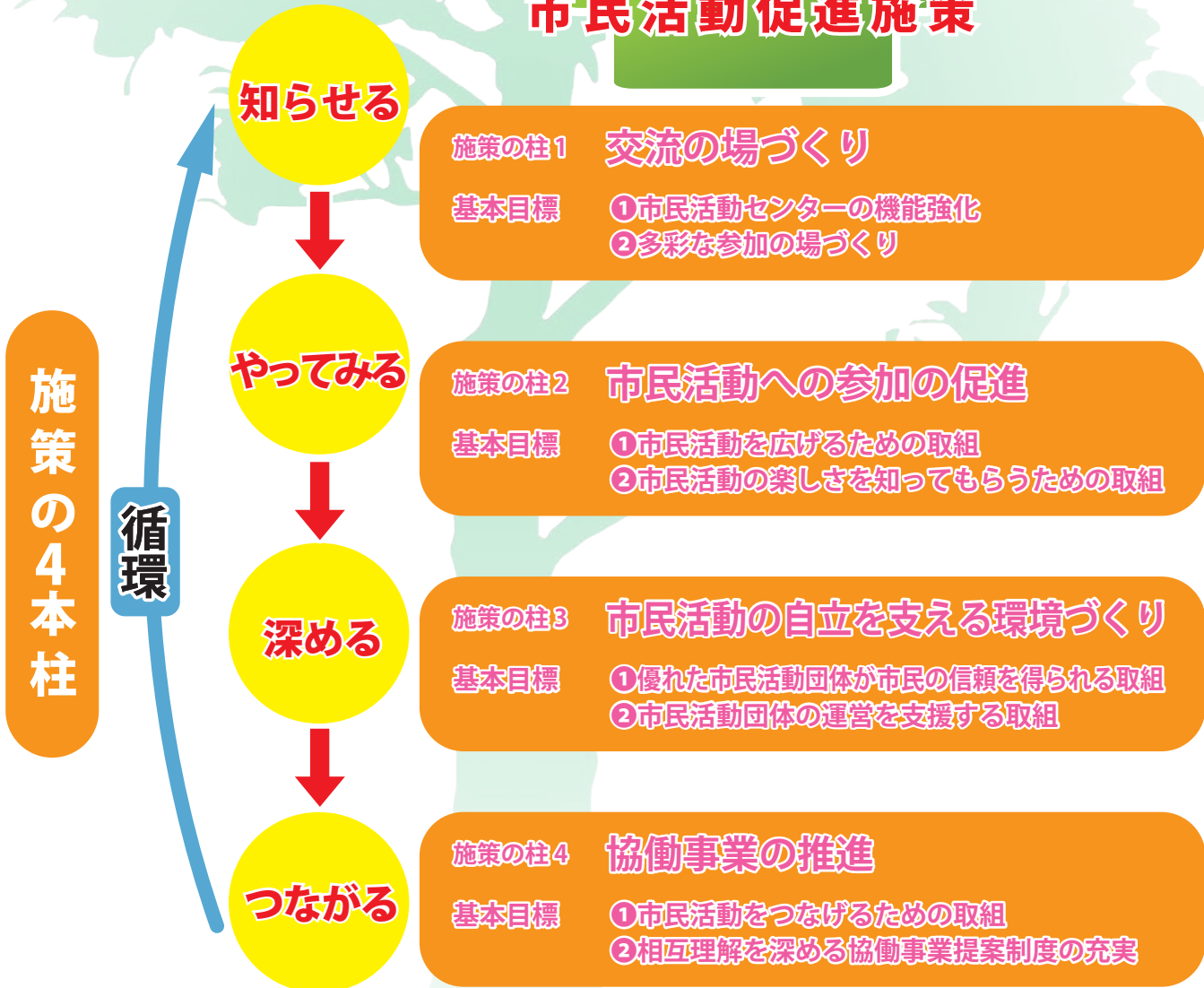
つながる

施策の柱4 協働事業の推進

基本目標 ①市民活動をつなげるための取組
②相互理解を深める協働事業提案制度の充実

施策の4本柱

循環



市民活動促進のための5つの指標

施策の柱1：①市民活動センター来館者数

『知らせる』（交流の場づくり）の取組状況を確認するための指標

（H25年度）54,939人【現状】 ⇒ （H30年度）59,500人【中間目標】

（H34年度）63,000人【目標値】

②市民活動に「参加したことのある人」・ 「参加したいと思う人」の割合

H27年度調査予定 ⇒ 調査実施後目標値設定

施策の柱2：市民活動センター利用登録団体数

『やってみる』（市民活動への参加の促進）の取組状況を確認するための指標

（H25年度）780団体【現状】 ⇒ （H30年度）850団体【中間目標】

（H34年度）900団体【目標値】

施策の柱3：認定及び仮認定NPO法人数（累計）

『深める』（市民活動の自立を支える環境づくり）の取組状況を確認するための指標

（H25年度）2団体【現状】 ⇒ （H30年度）8団体【中間目標】

（H34年度）12団体【目標値】

施策の柱4：市民活動団体と市との協働事業数

『つながる』（協働事業の推進）の取組状況を確認するための指標

（H26年度）241事業【現状】 ⇒ （H30年度）248事業【中間目標】

（H34年度）255事業【目標値】

「市民活動センター」ってどんなところ？

NPOやボランティアに関する各種相談や情報の収集提供、コーディネート機能等の中間支援機能、市民活動団体の打合せが柔軟に行えるオープンスペース、団体運営の拠点となるミニオフィスを備えた施設です。

静岡市では、番町市民活動センターと清水市民活動センターの2施設を設置しています。

《どんなことをしてるの？》

- ①市民活動情報の収集・提供
- ②市民活動に関する相談
- ③講座やイベントの開催
- ④ネットワークづくり、協働のサポート
- ⑤事務ブース、貸事務室利用団体のサポート

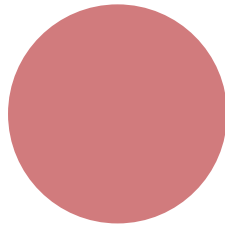
《どんな設備が利用できるの？》

- ①情報コーナー
- ②オープンスペース
- ③会議室
- ④事務ブース、貸事務室
- ⑤印刷室

※市民活動センターについてのお問合せは裏面をご覧ください。

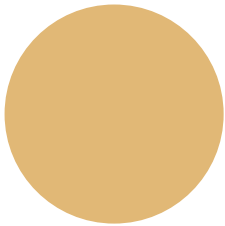
市民活動 [NPO・ボランティア活動、社会貢献活動] 相談窓口

Navigating Civic Action Systems



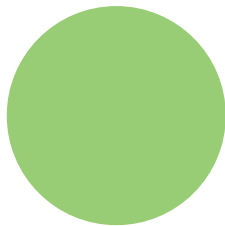
静岡市番町市民活動センター

〒420-0071
静岡市葵区一番町 50 番地
電話 054-273-1212 FAX 054-273-1213
E-mail mail@bancho-npo-center.org
受付 月～土：9：00～21：30
日・祝、9：00～18：00
お休み 毎月第1・第3水曜日、年末年始



静岡市清水市民活動センター

〒424-0943
静岡市清水区港町二丁目1番1号 キラシティ 2F
電話 054-340-1010 FAX 054-351-5530
E-mail mail@shimizu-s-center.org
受付 月～土、9：00～21：30
日・祝、9：00～18：00
お休み 毎月第1・第3水曜日、年末年始



静岡市役所 市民自治推進課

〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号
電話 054-221-1372
FAX 054-221-1538
受付 月～金、8：30～17：15
お休み 土・日・祝、年末年始

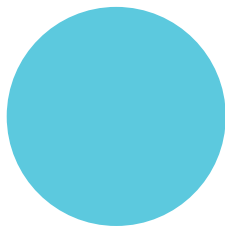
ボランティア・市民活動センター [静岡市社会福祉協議会]

静岡

〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号
静岡市中央福祉センター2階
電話 054-254-7127 FAX 054-653-0039
E-mail vc-shizu@shizuoka-shakyo.or.jp
受付 月～金、8：30～19：00
(木曜日は17：00まで)
第2・第4土曜日、10：00～17：00
お休み 土(第2・第4を除く)・日・祝、年末年始

清水

〒420-0807 静岡市清水区宮代町1番1号
静岡市清水社会福祉会館1階
電話 054-371-0290 FAX 054-367-2825
E-mail vc-shim@shizuoka-syakyo.or.jp
受付 月～金、8：30～21：00
土・日、10：00～16：00
お休み 日(第3)・祝、年末年始



【作成者】

静岡市 生活文化局 市民生活部 男女参画・市民協働推進課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話 054-221-1372
(平成27年4月より市民局 市民自治推進課に変わります)

【作成協力】

特定非営利活動法人
リボングラフィックス



この冊子は特定非営利活動法人リボングラフィックスとの協働により作成しました。
(デザイン・レイアウトについてお力をお借りしています。)